解散公告

当社は、平成二十九年五月十六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年六月九日

広島市中区羽衣町一六―三六

株式会社エヴァース

代表清算人　沖田美枝子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年六月九日

福岡県大野城市御笠川四丁目三番一八号

ＦＨＥ株式会社

代表清算人　藤　宣夫

解散公告

当法人は、平成二十九年五月二十日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年六月九日

長崎県長崎市四杖町一五一九番地

一般社団法人四季美

代表清算人　村上　早見

解散公告

当組合は、平成二十九年三月三十一日開催の臨時総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年六月九日

大分県豊後大野市犬飼町田原九〇番地三

犬飼町地域振興協同組合

清算人　神田　俊二

解散公告

当社は、平成二十九年五月十七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年六月九日

沖縄県那覇市真嘉比一丁目一〇番二〇号

首里大自然世界研究所株式会社

清算人　小禄真喜子

解散公告（第一回）

当土地改良区は、平成二十九年五月二十四日大阪府知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年六月九日

大阪府東大阪市加納二丁目二四番二四号

東大阪市加納土地改良区

代表清算人　中村伊三信

解散公告（第一回）

当組合は、総会の決議により平成二十九年四月二十五日解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告の掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年六月九日

鹿児島県垂水市高城七〇四番地

今川原生産森林組合

清算人　川畑　敏

解散公告（第二回）

当土地改良区は、平成二十九年三月十五日開催の総代会の決議により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年六月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年六月九日

岡山県瀬戸内市長船町土師二九一番地

清算法人長船土地改良区

清算人代表　藤原　和正

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十九年四月二十六日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十九年五月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年六月九日

大阪府東大阪市喜里川町一〇番四号

宗教法人法流寺

清算人　天野　正亮

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十八年十一月十日開催の社員総会の決議並びに熊本県知事の認可により、平成二十九年四月十三日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年六月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年六月九日

熊本県上益城郡益城町大字宮園七一七番地三

医療法人綾会

清算人　村田　昭

清算人　村田　セツ

清算人　牧島　知子

公益信託能登町エンデバーファンド21第二十一期決算公告

一、事業概要

平成二十八年度は「能登活勢会」他計五グループに対し、計六八〇万円の助成金を交付した。

二、財産目録（平成二十九年三月三十一日現在）

資産の部　六九、七七二、三三八円

負債の部　〇円

正味信託財産　六九、七七二、三三八円

平成二十九年六月九日

東京都中央区京橋三丁目八番一号

公益信託能登町エンデバーファンド21

受託者　株式会社しんきん信託銀行

配当公告

石川県金沢市八日市一丁目六六七番地

破産者　株式会社ダイヤモンドメディカル

右の者に対する金沢地方裁判所平成二十八年（フ）第四七号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

一般破産債権　金七四、七三六、六五六円

一、配当することのできる金額

金一三、六七四、八八六円

平成二十九年六月九日

石川県金沢市大手町六番四号

破産管財人　弁護士　山腰　茂広

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森県東津軽郡外ヶ浜町字三厩本町八九番地、最後の住所青森県五所川原市大字広田字榊森三八番地二三

被相続人　亡　奥寺　正信

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年六月九日

青森県五所川原市大町一―五　ティーケーマンション二階

相続財産管理人　弁護士　松田　亘平

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県遠田郡涌谷町字中島乙二六番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　千葉　剛吉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年六月九日

宮城県大崎市古川福沼一丁目二二番八号

あさひ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　佐藤　裕子

第14期決算公告

平成29年6月9日

東京都中央区八重洲一丁目２番１号

エムティエフ・コーポレーション

日本における代表者　内山隆太郎

貸借対照表の要旨

（平成28年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	117
	資産合計	117
負債及び純資産の部	流動負債	88
	株主資本	29
	資本金	27
	利益剰余金	1
	（その他利益剰余金）	(1)
	負債・純資産合計	117

（注）当期純損失　1千円